

国 保・年金

国民健康保険、後期高齢者医療保険の年金からの仮徴収

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料で、現在、年金から特別徴収されている人と新たに特別徴収の対象になる人は、平成24年度の保険料(料)額を基に、4月・6月・8月の年金より仮徴収します。

7月に平成25年度の保険料(料)額を決定し、10月・12月・翌年2月の年金より本徴収します。新たに特別徴収の対象となる人には、4月に特別徴収開始通知を送付します。

国民健康保険税(内線2881・284)、高齢者医療年金班(内線288・299)。

後期高齢者医療被保険者の人間ドック・脳ドック検査費用を助成

後期高齢者医療被保険者の人間ドック・脳ドック検査費用を助成しています。印西市に住所を有する後期高齢者医療の被保険者。ただし、次のいずれかに該当する人は対象となりません。

- ①後期高齢者医療保険料を滞納している人。
②市で実施する健康診査を受診した人(脳ドックのみの検査は対象となります)。

●助成額：人間ドック・検査費用の2分の1(30,000円限度)。脳ドック・検査費用の2分の1(20,000円限度)。

申請していただき(申請書は市ホームページまたは市国保年金課、各支所にあります)。

申請の方法は、被保険者証・印鑑を持って、国保年金課高齢者医療年金班または各支所の市民福祉課の窓口で申請してください(郵送可)。

※まだ助成金の請求をしていない人および3月中旬に人間ドック・脳ドックを受検する人は、本年度の助成金請求書の受け付けは、3月29日(金)までです。

国民健康保険に加入して高額な診療を受ける人は、限度額適用認定証の手続きを

高額な診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合は、限度額を超える分を後で高額療養費としてお返ししますが、医療機関などの窓口で限度額適用認定証などを提示すれば、限度額を超える分を支払う必要はなくなりますので、限度額適用認定証取得の手続きをお勧めします。

また、保険薬局、指定訪問看護事業者についても、この認定証を提示すると同様の取り扱いを受けることができます。

【認定証などの手続き】
①国民健康保険被保険者証
②印鑑(認め印でも可)
③①②を窓口へ持参し手続きをしてください。

①国民健康保険税に未納がある人は、「限度額適用認定証等」の交付はしていませんので、通常どおり「国民健康保険被保険者証」で受診してください。

②70歳以上75歳未満の非課税世帯でない人
70歳以上75歳未満の非課税世帯でない人は、「国民健康保険被保険者証」により所得区分が確認できるため不要です。

③4月には会社を辞めたり就職したりする人がたくさんいます。国民健康保険に加入していても市では把握できないため、国民健康保険の資格喪失の手続きをお願いします。

資格喪失の手続きをしないと引き続き保険料が課税されたり、医療費の清算が必要になりますのでご注意ください。

①職場の健康保険証
②国民健康保険証
③印鑑
国民年金課資格給付班。

国民年金後納保険料納付書の使用期限にご注意を

過去10年間に納め忘れた国民年金保険料については、平成24年10月から後納制度を利用して納付することが可能となりましたが、後納制度の申し込みをされ、平成15年4月以降(平成14年10月から平成15年3月までの保険料は、平成25年4月以降は納付できません)の後納保険料のお支払いが済んでいない人は、お手持の納付書の納付期限が平成25年3月31日になっていきますのでご注意ください。

なお、平成15年4月以降の後納保険料を平成25年4月1日以降に後納保険料を納付される場合は、使用期限が平成26年3月末までの納付書が必要となりますので、国民年金保険料専用ダイヤルまたは船橋年金事務所までお問い合わせください。

国民年金課(☎0570-011-050)、船橋年金事務所(☎047-424-8854)。

学生納付特例の簡素化について

現在、学生納付特例制度により、国民年金保険料納付を猶予されている人で、平成25年度も引き続き在学予定の人へ、3月下旬に基礎年金番号の印字されたがき形式の学生納付特例申請書が日本年金機構から送付されます。

同一の学校に在学する場合は、このがきに必要最小限の記載事項を記入するだけで申請できます。この場合、在学証明書・学生証などは不要です。

なお、初めて学生納付特例の申請をする人は、従来どおり在学証明書などを添付のうえ、届け出が必要となります。

申請が遅れると、障害年金や遺族年金に該当しない場合もありますので、ご注意ください。

外国人のための日本語講座学習者募集

外国人のみなさん、わたしたちと一緒に、日本語や日本文化をたのしく勉強しましょう。

外国人のみなさん、わたしたちと一緒に、日本語や日本文化をたのしく勉強しましょう。

Table with 4 columns: クラス名, 時間, 会場, 担当者. Rows include 火曜日クラス, 水曜日クラス, 木曜日クラス, 土曜日クラス, 土曜日 夜.

国民年金保険料の納め忘れはありませんか

国民年金保険料の納付期限は、翌月末日です。保険料の納め忘れがあると、万一の事故のときなどに、障害年金や遺族年金が受けられないことがあるばかりか、未納期間が長くなると、将来、老齢年金さえ受けられなくなることもあります。

納め忘れの期間がある人は、早めに納めましょう。

また、収入が少なく保険料を納められないときには、未納のままにせず、免除制度や若年者納付猶予制度・学生の方は学生納付特例制度(いずれも一定の基準あり)がありますのでご相談ください。

防災行政無線無料テレホンサービスと防災メール

防災行政無線から放送された内容を確認するためのテレホンサービス(フリーアクセス)が無料で聞くことができます。放送内容が分からなかったときや、もう一度聴きたいときは、☎0800-8000-0864をご利用ください。

【防災メール】
市では災害時などの情報伝達手段として、携帯電話やパソコンへのメール配信サービス「印西市緊急情報発信システム」を実施しています。

このメール配信サービスは、b@inzai.171k.jp ※利用者登録手順および配信内容の詳細については、ホームページに掲載しています。

